事　務　連　絡
令和３年２月 14 日

埼玉県弓道連盟　会員各位

埼 玉 県 弓 道 連 盟
理事長　　平野 博幸

緊急事態宣言発出にともなう大宮公園弓道場の利用方法について（連絡）

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
緊急事態宣言の発令及び延長を受けて大宮公園弓道場の利用方法変更について令和３年１月８日付事務連絡でお知らせいたしましたが、その際、利用人数の制限以外での施設利用方法についてのお知らせが不十分でした。改めて以下の通りお知らせいたしますのでご確認下さい。

記

１　大宮公園弓道場の利用方法
① これまで通り、感染対策をとった上での団体利用は可とする。
② ただし、利用人数は 20 名以下とする。
＊終日利用の場合は利用人数を 20 名以下とする。（入れ替え不可）
＊午前・午後の入れ替えを行う場合は完全入れ替えとし、午前・午後を通して利用する者のないようにする。
＊完全入れ替えであれば３部制・４部制も可とする。
③ 弓道場内の各部屋の利用については別紙見取り図の黒塗りになっている部分のみとする。

２　その他
上記利用方法は、現在の状況に対応した措置であるので、緊急事態宣言解除等の際には変更されることもあり得る。その際は埼弓連から改めて連絡するが、当面は利用する団体がその時点での利用方法を大宮公園事務所に確認して対応するものとする。

新規感染者数は減少傾向にありますが、埼玉県では変異型の確認もされており、依然として予断を許さない状況が続いています。会員の皆さまには引き続きガイドラインⅣにより感染防止に努め、引き続き、安全・安心の弓道稽古に努めていただくようお願い申しあげます。

３　連絡先
埼玉県弓道連盟　理事長　平野博幸
０９０－８１００－３９６３
hiroyuki.h01200@m3.dion.ne.jp

以上

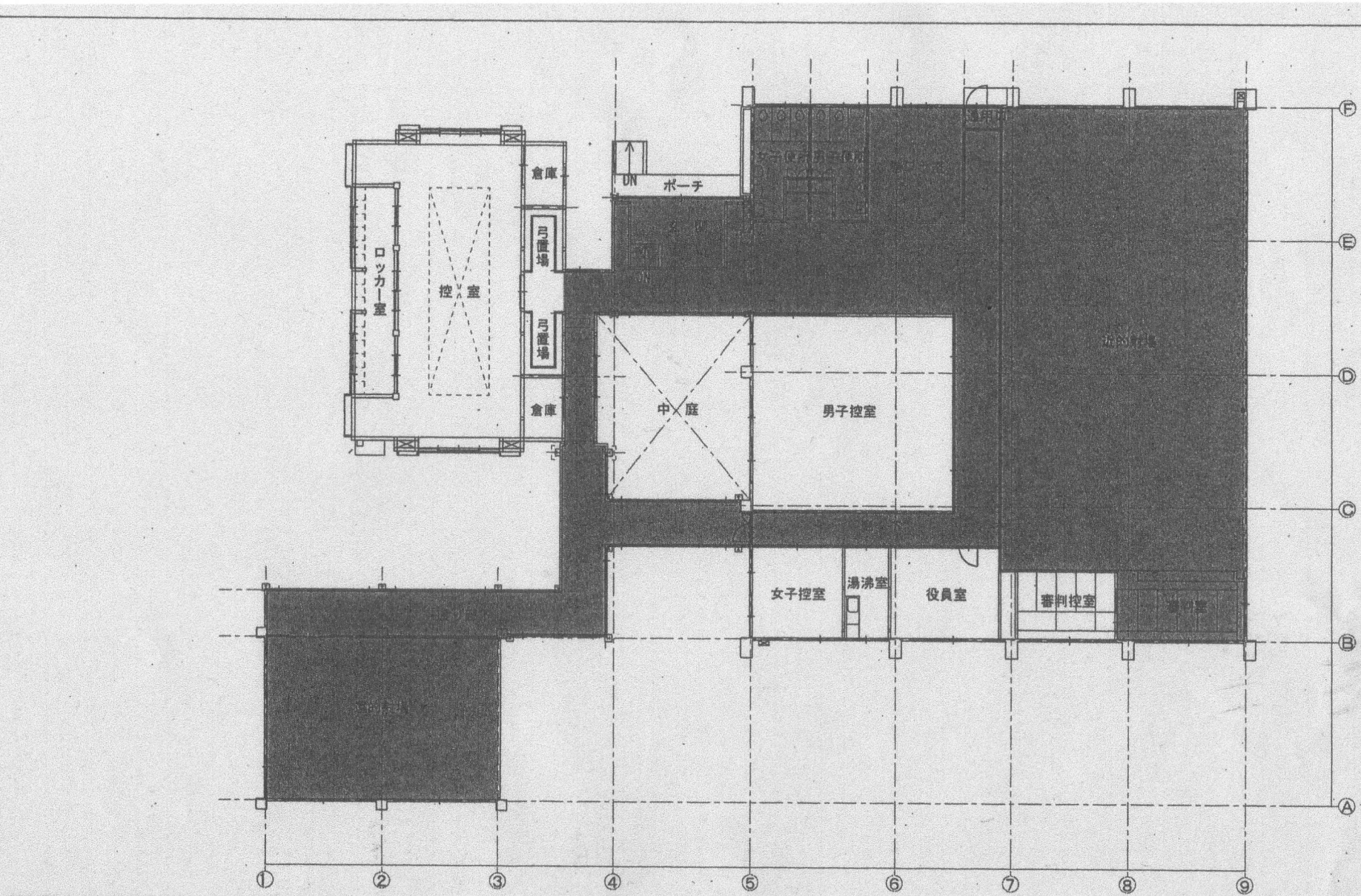

凡例

・・・利用範囲

図１－３

施設利用範囲（弓道場）